

答 申 書
(答申第9号)
平成17年12月13日

1 審査会の結論

平成10年度から平成15年10月末までの警察本部の食糧費、交際費及び旅費に係る支出証拠書を一部開示としたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、次のとおりである。

- ① 平成10年度から平成15年10月末までの警察本部の支出証拠書のうち、総務課及び警務課の食糧費の支出に係る支出負担行為兼支出命令書、請求書、食糧費使用（予算執行）決定書及び出席者名簿
- ② 平成10年度から平成15年10月末までの警察本部の支出証拠書のうち、警察本部長が出席した食糧費の支出に係る支出負担行為兼支出命令書、請求書、食糧費使用（予算執行）決定書及び出席者名簿
- ③ 平成10年度から平成15年10月末までの警察本部の支出証拠書及び支払証拠書のうち、警察本部長が執行した交際費の支出に係る支出負担行為兼支出命令書、請求書、前渡資金交付一覧表、立替払一覧表、領収書（証）、支払証明書、交際費使用（予算執行）決定書及び出席者名簿
- ④ 平成14年度から平成15年10月末までの警察本部の支出証拠書のうち、総務課及び警務課の道費旅費に係る旅費支出命令書、旅行命令（依頼）簿兼旅費（概算・精算）請求書（添付書類を含む。）及び復命書
- ⑤ 平成14年度から平成15年10月末までの警察本部の支出証拠書のうち、警察職員以外の者に支払った道費旅費に係る旅費支出命令書、支出負担行為兼支出命令書（添付書類を含む。）及び旅行命令（依頼）簿兼旅費（概算・精算）請求書

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部長（以下「実施機関」という。）は、本件公文書の一部が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号に規定する非開示情報（以下「1号情報」という。）、同項第6号に規定する非開示情報（以下「6号情報」という。）又は同条第2項第2号に規定する非開示情報（以下「2項2号情報」という。）に該当するとして一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人は、本件処分において非開示とされた部分の一部の開示を求めていることから、本件処分のうち当該部分を非開示としたことの妥当性について判断することとする。

なお、本件諮問事案に係る審査請求は、同一人からの開示請求であり、平成10年度から平成15年10月末までの食糧費、交際費及び旅費に係るものであることから、当審査会は併合して審議することとした。

(3) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 請求書作成者（担当者）の氏名及び印影（①、②、③、④に該当）

(ア) 実施機関は、支出負担行為兼支出命令書に請求書が添付されている場合の当該請求書に記載されている請求書作成者（担当者）の氏名及び印影については、個人のプライバシーに関する情報であり、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められると主張する。

(イ) 請求書作成者（担当者）の氏名及び印影が開示されると、特定の個人が識別され、当該個人が特定の業者の従業員であることが明らかとなり、このような情報は、通常他人に知られたくないと認められることから、1号情報に該当するものと判断する。

なお、請求書作成者（担当者）の氏名及び印影については、北海道情報公開審査会答申（以下「答申」という。）第61号（平成15年7月29日）において、既に同様の判断がなされているところである。

ウ 香典領収書の氏名等（③、④に該当）

(ア) 実施機関は、香典領収書の住所及び氏名、故人の氏名並びに遺族の住所及び氏名（以下「香典領収書の氏名等」という。）については、故人及びその遺族のプライバシーに関する情報であり、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められると主張する。

(イ) 香典領収書の氏名等は、特定の個人を識別し得る情報であり、通常他人に知られたくないと認められることから、1号情報に該当するものと判断する。

エ 金融機関名、支店名等（④、⑤に該当）

(ア) 実施機関は、口座振替払の振込先金融機関名、支店名及び預金種別（以下「金融機関名、支店名等」という。）については、個人が任意に選定した銀行及び開設口座に関する情報であって、個人の私生活に係る情報であり、これらが明らかになると、特定の個人が識別され、かつ、純粋に私生活上の情報であることから、通常他人に知られたくないと認められると主張する。

(イ) 金融機関名、支店名等は、他の情報と組み合わせることにより間接的に特定の個人が識別され得る可能性のある情報であり、通常他人に知られたくないと認められることから、1号情報に該当するものと判断する。

オ 参考人、通訳人等の氏名等（⑤に該当）

(ア) 実施機関は、参考人、通訳人及び解剖医に係る債権者又は旅行者の住所、職業、氏名及び印影（以下「参考人、通訳人等の氏名等」という。）については、特定の個人を識別し得る情報であり、個人のプライバシーに関する情報であることから、通常他人に知られたくないと認められると主張する。

(イ) 参考人、通訳人等の氏名等は、特定の個人を識別し得る情報であり、通常他人に知られたくないと認められることから、1号情報に該当するものと判断する。

カ 部外講師等の住所等（⑤に該当）

(ア) 実施機関は、部外講師等旅費、作業部会、懇談会及び会議旅費、警察協力功労者等表彰式出席旅費等に係る債権者又は旅行者の住所及び職業（以下「部外講師等の住所等」という。）については、個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたくないと認められると主張する。

(イ) 部外講師等の住所等は、既に開示している氏名と組み合わせることにより、特定の個人を識別し得る情報であり、通常他人に知られたくないと認められることから、1号情報に該当するものと判断する。

キ 部外講師等の金額情報（⑤に該当）

(ア) 実施機関は、部外講師等旅費、作業部会、懇談会及び会議旅費、警察協力功労者等表彰式出席旅費等に係る金額情報（以下「部外講師等の金額情報」という。）については、特定個人の所得に関する情報であり、通常他人に知られたくないと認められると主張する。

(イ) 部外講師等の金額情報は、既に開示している氏名と組み合わせることにより、特定の個人を識別し得る情報であり、通常他人に知られたくないと認められることから、1号情報に該当するものと判断する。

なお、部外講師等の金額情報については、答申第62号（平成15年10月16日）において、既に同様の判断がなされているところである。

ク 永年勤続警察職員表彰式の出席者等（⑤に該当）

(ア) 実施機関は、永年勤続警察職員表彰式出席旅費に係る旅行者の住所、職業、氏名及び印影（以下「永年勤続警察職員表彰式の出席者等」という。）については、個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたくないと認められると主張する。

(イ) 永年勤続警察職員表彰式の出席者等は、特定の個人を識別し得る情報であり、通常他人に知られたくないと認められることから、1号情報に該当するものと判断する。

(4) 6号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第6号は、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 国等の職員の氏名（①、②、③に該当）

(ア) 実施機関は、会食の相手方出席者のうち国及び他の地方公共団体の職員の氏名（以下「国等の職員の氏名」という。）については、当該官庁において、公表することを予定していない職員の氏名が記載されており、これが明らかになると、相手方との信頼関係又は友好関係を損なうおそれがあり、警察事務の公正又は円滑な実施を著しく困難にすると認められると主張する。

(イ) 公表することを予定していない国等の職員の氏名を開示することは、国等の信頼を裏切るものであり、北海道警察に対する不快感、不信感を生じさせ、国等との信頼関係が損なわれ、その結果、以後北海道警察の事務を円滑に執行するために必要な情報を得られない事態が生じるおそれがあり、警察事務の円滑な実施を著しく困難にすると認められることから、6号情報に該当するものと判断する。

ウ 寸志等の支払先及び香典の金額（③に該当）

(ア) 実施機関は、寸志、せん別及び祝い金の支払先並びに香典の金額（以下「寸志等の支払先及び香典の金額」という。）については、交際の相手方や支出した金額が記載されており、これらが明らかになると、相手方との信頼関係又は友好関係を損なうおそれがあり、交際事務の公正又は円滑な実施を著しく困難にすると認められると主張する。

(イ) 寸志等の支払先及び香典の金額は、その性質上、実施機関と相手方とのかかわり等をしんしゃくして支出の要否や金額等が個別に決定されるものであり、これらを開示することは、相手方との信頼関係又は友好関係を損なうおそれがあり、交際事務の円滑な実施を著しく困難にすると認められることから、6号情報に該当するものと判断する。

(5) 2項2号情報の該当性について

ア 条例第10条第2項は、実施機関が公安委員会又は警察本部長である場合の非開示情報を規定しており、同項第2号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報をアからオの5つの情報に区分し、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 警察官の氏名及び印影（①、②、④に該当）

(ア) 実施機関は、警察官の氏名及び印影については、当該警察官が犯罪捜査や情報収集活動等の秘匿を要する警察活動に従事することから、これが明らかになると、警察を敵視する個人や団体等から、警察官及びその家族が危害や嫌がらせを受けるなど、警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められると主張する。

(イ) 実施機関に対し、「支障が生ずるおそれがある」具体的かつ実質的な理由について、当審査会が説明を求めたところ、実施機関は次のように説明した。

警察本部の総務課及び警務課に勤務する警察官は、通常は行政事務的な仕事を行っているが、大規模な事件又は事故が発生した場合や組織的に大きな諸対策を講じるときなどは、秘匿を要する捜査活動に従事することがあり、その警察官の氏名及び印影を開示することにより、大規模な事件又は事故を捜査担当している捜査員が特定されることになる。

捜査員が特定されることは、捜査員の顔が明らかになることであり、顔が明らかになると尾行や張り込み、身分や捜査の目的を秘匿した聞き込みなどの捜査活動において、相手方から対抗手段を講じられるということになり、捜査に著しい支障が生じる。

さらに、捜査の対象となっている関係者から捜査の妨害が行われたり、担当している警察官に対する工作等がなされるおそれがあるなど、内偵捜査、情報収集活動等の犯罪の捜査や犯罪の予防活動等に支障が生じ、結果として公共安全と秩序を維持するという警察活動が阻害されるということになり、ひいては道民が不利益を被ることとなることから、捜査員の氏名及び印影は非開示とする必要がある。

(ウ) 実施機関は当審査会に対して当該警察官の捜査活動を具体的に示しており、それによれば、本件処分において非開示とした警察官の氏名及び印影は、それを開示することにより、当該警察官が大規模な事件又は事故を捜査担当している捜査員であることから、捜査の具体的な手法、技術又は体制に関する情報と犯罪の予防又は鎮圧の手法、技術又は体制に関する情報に該当するとの実施機関の説明は、具体的かつ実質的な理由であると認められる。

したがって、開示をすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、2項2号情報に該当するものと判断する。

なお、警察官の印影については、北海道情報公開・個人情報保護審査会答申第3号（平成17年8月2日）において、既に同様の判断がなされているところであ

る。

ウ 警衛警備に係る債権者情報（②に該当）

(ア) 実施機関は、警衛警備に係る部隊弁当代のうち債権者の住所、社名、代表者名、代表者印影、電話番号及び債権者コード並びに債主（以下「警衛警備に係る債権者情報」という。）については、債権者（債主）欄には、納入業者の住所及び社名等が記載されており、これらの業者は、部隊配置等の警備態勢に関する情報を知り得る立場にあり、これらが明らかになると、将来の同種の活動において、テロを企図する者や警察を敵視する個人や団体等が当該業者から情報を入手したり、発注品への毒物混入等の妨害工作を敢行するなど、警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められると主張する。

(イ) 警衛警備に係る債権者情報が開示されると、捜査活動などに従事する警察職員に支給される弁当の供給業者が特定されることとなり、警察活動の妨害や証拠隠滅等を企図する個人、団体等から、当該弁当供給業者やその従業員に対する取込み、懐柔工作等が行われ、警察の態勢等が察知されるおそれがあるという実施機関の主張は否定できず、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、2項2号情報に該当するものと判断する。

なお、警衛警備に係る債権者情報については、答申第61号（平成15年7月29日）において、既に同様の判断がなされているところである。

エ 警衛警備に係る振込先銀行名等（②に該当）

(ア) 実施機関は、警衛警備に係る部隊弁当代のうち振込先銀行名、振込先銀行支店名及び預金種別（以下「警衛警備に係る振込先銀行名等」という。）については、これらの情報が明らかになると、当該業者が特定されることとなり、警察活動の妨害等を企てる個人や団体等から、当該業者や従業員に対する取り込み、懐柔工作等が行われるなど、警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められると主張する。

(イ) 警衛警備に係る振込先銀行名等は、他の情報と組み合わせることにより間接的に特定の業者が識別され得る可能性のある情報であり、これらが開示されると、当該業者や従業員に対する取り込み、懐柔工作等が行われ、警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあるという実施機関の主張は否定できず、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、2項2号情報に該当するものと判断する。

なお、警衛警備に係る振込先銀行名等については、答申第61号（平成15年7月29日）において、既に同様の判断がなされているところである。

オ 警衛警備に係る金額等情報（②に該当）

(ア) 実施機関は、警衛警備に係る部隊弁当代のうち兼支出命令額、請求金額、数量、品名毎の金額及び小計額、所要経費欄の人数（日）数、金額、確定額、計、消費税及び地方消費税の額、小計並びに合計数量、出席者等欄の予定人員及び確定人員、経理現況欄の今回支出負担行為予定額並びに別紙の部隊名、予定人員及び確定人員（以下「警衛警備に係る金額等情報」という。）については、警衛警備の部隊の人員及び経費等に関する情報であり、これらが明らかになると、個別の警備活動等の実施体制及び対処能力等が推認されることとなり、これらの活動は同一又は同規模で反復して実施されることから、将来の同種の活動において、テロを企図する者や警察を敵視する個人や団体等が対抗措置を講ずるなど、警察活

動の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められると主張する。

- (イ) 警衛警備に係る金額等情報は、単価等、警衛警備に係る金額等情報に関連する情報が開示されており、これらに加えて警衛警備に係る金額等情報を開示すると、数量などから当該事案に出動した人員等が割り出され、どの程度の人員が関与していたかが明らかとなると認められる。

このことにより、同種の事案等の警察の動員力が推測され得ることとなり、テロ等の犯罪を企図する者が、今後の警察活動に対する対抗措置を取ることを容易にするものであるという実施機関の主張は否定できず、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、2項2号情報に該当するものと判断する。

なお、警衛警備に係る金額等情報については、答申第61号（平成15年7月29日）において、既に同様の判断がなされているところである。

カ 警衛警備に係る配分先（②に該当）

- (ア) 実施機関は、警衛警備に係る部隊弁当代のうち別紙の配分先（以下「警衛警備に係る配分先」という。）については、警備実施の部隊の待機場所が記載されており、これが明らかになると、将来の同種の警備実施において、同一待機場所の選定が行われることから、テロを企図する者や警察を敵視する個人や団体等が対抗措置を講ずるなど、警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められると主張する。

- (イ) 警衛警備に係る配分先が開示されると、将来の同種の警備実施があった場合、同じ場所を待機場所として選定する可能性が高いため、テロを企図する者や警察を敵視する個人や団体等から攻撃対象となるなど、警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあるという実施機関の主張は否定できず、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、2項2号情報に該当するものと判断する。

キ 警衛警備に係る部隊名中の職名（②に該当）

- (ア) 実施機関は、警衛警備に係る部隊弁当代のうち別紙の部隊名中の職名（以下「警衛警備に係る部隊名中の職名」という。）については、警備実施の部隊編成は、任務に応じて、かつ、当該任務に必要な能力を有する職員で編成されるため、部隊に編成された警察職員の職名が明らかになると、個別の部隊任務及び対処能力等が推認されることとなり、さらに、将来同種の警備実施において、これらの部隊活動や部隊編成は、同一又は同規模の編成で反復して実施されることから、テロを企図する者や警察を敵視する個人や団体等が対抗措置を講ずるなど、警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められると主張する。

- (イ) 警衛警備の実施部隊は、その部隊の任務に応じて、当該任務に必要な能力を有する職員で編成されているので、警衛警備に係る部隊名中の職名が開示されると、その職名（係名）から、爆発物処理班、交通事故捜査班、知能犯捜査班、宿舎補給班等の個別の部隊の任務が推認されることとなり、さらに、部隊任務が明らかになると、当該部隊がどのような事案に対処する能力があるのかが推認されることとなる。

よって、将来同種の警備実施があった場合、部隊活動や部隊編成は、同一又は同規模の編成で反復して実施されることから、テロを企図する者や警察を敵視する個人や団体等が対抗措置を講ずるなど警察活動の遂行に支障が生ずるおそれが

あるという実施機関の主張は否定できず、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、2項2号情報に該当するものと判断する。

なお、警衛警備に係る部隊名中の職名については、答申第46号（平成13年9月10日）において、既に同様の判断がなされているところである。

ク 英国捜査官等の氏名等（②、③に該当）

(7) 実施機関は、会食の相手側出席者のうち英国捜査官等氏名及びスポッターチーム捜査官に関する情報（以下「英国捜査官等の氏名等」という。）については、ワールドカップサッカー大会の警備に関し、警察庁を通じて諸外国に協力を依頼し、派遣を受けたフーリガン対策のための捜査官等であるが、日本への派遣に際しては、派遣国から警察庁に対しフーリガン対策等の視察、内偵等の秘匿捜査への影響等を理由として、捜査官等の情報については公にしないことの要請を受けており、これらの捜査官等の氏名を公にした場合、派遣国の犯罪捜査、あるいは派遣国からの要請に反することにより、協力関係等が損なわれることとなり、北海道警察が行う国際犯罪捜査に支障が生ずるおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められると主張する。

(4) 英国捜査官等の氏名等が開示されると、派遣国の犯罪捜査、あるいは派遣国からの要請に反することにより、協力関係等が損なわれることとなり、北海道警察が行う国際犯罪捜査に支障が生ずるおそれがあるという実施機関の主張は否定できず、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、2項2号情報に該当するものと判断する。

ケ 解剖医等の職名及び氏名（②に該当）

(7) 実施機関は、会食の相手側出席者のうち解剖医又は歯牙鑑定歯科医師の職名及び氏名（以下「解剖医等の職名及び氏名」という。）については、死体の解剖医や歯牙鑑定に当たる歯科医師は、個別の捜査に関する情報や事件に関する各種の情報を知り得る立場にあることから、これらが明らかになると、警察の捜査に協力したとして事件関係者等から嫌がらせや脅迫を受けたり、鑑定書等の自己の不利益となる所見を変更させるべく懐柔、脅迫等を受けるおそれがあるなど、捜査活動に支障が生ずるおそれがあると認められると主張する。

(4) 解剖医等の職名及び氏名が開示されると、個別の捜査に関する情報や事件に関する各種の情報を知り得る立場にある解剖医又は歯牙鑑定歯科医師が懐柔、脅迫等を受けるおそれがあるという実施機関の主張は否定できず、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、2項2号情報に該当するものと判断する。

コ 参考人に関する情報（⑤に該当）

(7) 実施機関は、参考人に係る登録月日、支払希望月日、支出コード（支払月日）及び支払確認月日、金額情報、用務、旅行期間、発令月日、請求月日及び審査済月日並びに金額、出発地、命令変更等又は摘要欄の旅行方法に関する記載、日当日数、日当、日額日数、日額、食卓料夜数、食卓料、計、月日、車賃（路程）、JR運賃（路程）、急行運賃、私鉄運賃（路程）、船賃（路程）、航空賃、計、実費支給額、km、日当等の計、運賃等の計、合計及び備考欄の旅行方法に関する記載（以下「参考人に関する情報」という。）については、他の情報と組み合わせることにより、事件の参考人が特定又は推認され、被疑者や事件関係者からの報

復など、当該参考人の生命、身体に危害が及ぶおそれがあり、さらに、参考人がこうした危害を受けることをおそれて、警察に協力することを拒むなど、警察活動に著しい支障を及ぼすと認められると主張する。

- (イ) 参考人は、実施機関の説明によれば、犯罪の被害者、目撃者、証拠品発見者等、捜査上重要な情報を保有している者であり、警察活動の遂行のためには、一般市民である参考人の協力等が不可欠である。

参考人が自らの情報が明らかにされてしまうのではないかという懸念を抱かないよう、警察業務の遂行過程で得られる参考人からの捜査上の情報については、いうまでもなく、参考人の自らの情報についても、その情報の性質上、秘匿性は極めて高いものとする。

したがって、参考人に関する情報が開示されると、参考人の生命、身体に危害が及ぶおそれがあるという実施機関の主張は否定できず、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、2項2号情報に該当するものと判断する。

なお、参考人に関する情報については、答申第50号（平成14年8月1日）において、既に同様の判断がなされているところである。

サ 債権者コード（職員番号）（④、⑤に該当）

- (ア) 実施機関は、債権者コード（職員番号）については、職員固有の番号で、捜査活動における一定業務の個人識別番号として使用されており、これが明らかになると、犯罪を企図する者等が、当該番号を利用して不正に警察情報を入手するなど、警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められると主張する。

- (イ) 債権者コード（職員番号）は、職員固有の番号で、警察情報へのアクセス手段として、職員番号を併用して個人識別を行うことは、それ自体が安全対策であり、債権者コードを明らかにすることは、警察情報に対するアクセスを容易にするおそれがあるという実施機関の主張は否定できず、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、2項2号情報に該当するものと判断する。

シ 通訳人に係る月日情報（⑤に該当）

- (ア) 実施機関は、通訳人に係る登録月日、支払希望月日、支出コード（支払月日）及び支払確認月日並びに発令月日、旅行期間、請求月日及び審査済月日（以下「通訳人に係る月日情報」という。）については、個別の事件において、警察が通訳人を通じて、外国人被疑者の取調べ等を実施した具体的な月日等に関する情報であり、これらの情報単独で、あるいは他の情報と組み合わせることにより、捜査の着手時期、捜査期間及び捜査の進捗状況等が特定又は推認されることとなり、共犯者等の事件関係者において、逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じるなど、捜査活動に支障が生ずるおそれがあると認められると主張する。

- (イ) 通訳人に係る月日情報が開示されると、捜査の進捗状況等が特定又は推認されることとなり、共犯者等の事件関係者において、逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じるおそれがあるという実施機関の主張は否定できず、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、2項2号情報に該当するものと判断する。

ス 通訳人に係る金額情報等（⑤に該当）

(7) 実施機関は、通訳人に係る金額情報並びに出発地、金額、命令変更等又は摘要欄の旅行方法に関する記載、日当日数、日当、日額日数、日額、食卓料夜数、食卓料、宿泊夜数、宿泊料、計、月日、車賃(路程)、J R 運賃(路程)、急行運賃、私鉄運賃(路程)、船賃(路程)、航空賃、計、実費支給額、k m、日当等の計、運賃等の計、合計及び備考欄の旅行方法に関する記載(以下「通訳人に係る金額情報等」という。)については、他の情報と組み合わせることにより、個別の捜査に関する情報を知り得る立場にある通訳人が特定又は推認され、被疑者や事件関係者からの報復など、当該通訳人の生命、身体に危害が及ぶおそれがあり、また、通訳人がこうした危害を受けることをおそれて、警察に協力することを拒むなど、警察活動に著しい支障を及ぼすと認められると主張する。

(イ) 通訳人に係る金額情報等が開示されると、個別の捜査に関する情報を知り得る立場にある通訳人が特定又は推認され、被疑者や事件関係者からの報復など、当該通訳人の生命、身体に危害が及ぶおそれがあるという実施機関の主張は否定できず、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、2項2号情報に該当するものと判断する。

セ 参考人に係る住所等(④、⑤に該当)

(7) 実施機関は、参考人に係る債権者又は旅行者の住所、職業、氏名、印影、金融機関名、支店名及び預金種別、永年勤続警察職員表彰式出席旅費に係る旅行者の住所、職業、氏名、印影、金融機関名、支店名及び預金種別、警察官に係る金融機関名、支店名及び預金種別並びに通訳人及び解剖医に係る債権者又は旅行者の住所、職業、氏名、印影、金融機関名、支店名及び預金種別(以下「参考人に係る住所等」という。)については、2項2号情報に該当し、非開示とする必要があると主張する。

(イ) 参考人に係る住所等については、既に(3)のエ、オ、クで1号情報に該当し、非開示が妥当と判断したことから、仮に、これらの情報を個別に判断し、2項2号情報の該当性を否定したとしても、非開示情報となるので、2項2号情報についての判断はするまでもない。

(6) 審査請求人のその他の主張について

ア 審査請求人は、開示された約7,400枚の文書に記載された内容が、正真正銘の事実であると証明されない限り、非開示は許されないと主張する。

イ 通常、当審査会が、開示請求の対象公文書の非開示部分の妥当性等を判断する場合、当該公文書に記録されている情報が真正のものであることを前提としているが、今回、審査請求人が本件公文書の真正性について強い疑念を表明していることから、本件公文書が真正のものであるか否かについて必要な調査を行うこととした。

最初に本件公文書について、インカメラ審理を行ったが、一見して明らかに真正のものではないと認められる公文書はなかった。

次に、北海道監査委員が、北海道警察の平成10年度から平成15年度までにおける捜査用報償費、旅費、食糧費及び交際費の予算執行事務について監査を行った結果をまとめた「平成16年度要求監査結果報告書」及び「平成17年度確認的監査結果報告書」を調査したが、これらの監査結果報告書によると、本件公文書に係る予算執行事務は適正に執行されたものと認められた。

よって、当審査会は、本件公文書が真正なものであるとして、本件公文書の非開示部分の妥当性の判断を行ったものである。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成16年 7 月 23日	○ 諮問書の受理（諮問番号286～290） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤公文書開示決定期間延長通知書の写し、⑥公文書一部開示決定通知書の写し、⑦審査請求の概要、⑧理由説明書、⑨対象公文書の写し）の提出
平成16年 7 月 29日	○ 新規諮問事案の報告
平成16年 8 月 27日 （第60回審査会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取
平成16年12月 3 日 （第63回審査会）	○ 審査請求人の代理人の意見陳述 ○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成16年12月10日 （第一部会）	○ 審議
平成17年 1 月 20日 （第一部会）	○ 実施機関から意見陳述 ○ 審議
平成17年 2 月 4 日 （第一部会）	○ 審議
平成17年 3 月 17日 （第一部会）	○ 審議
平成17年 5 月 27日 （第 1 回審査会）	○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成17年 6 月 22日 （第二部会）	○ 審議
平成17年 7 月 20日 （第二部会）	○ 審議
平成17年 8 月 24日 （第二部会）	○ 審議

平成17年 9 月13日 (第二部会)	○ 審議
平成17年10月24日 (第二部会)	○ 審議
平成17年11月21日 (第二部会)	○ 審議
平成17年12月 9 日 (第 6 回審査会)	○ 答申案審議
平成17年12月13日	○ 答申